

# 調 査 報 告 書

平成 26 年 3 月 2 日

湯河原町いじめに関する調査委員会

# 目 次

1. はじめに	2
2. 調査委員会の調査について	4
3. 「自死」と関連すると思われる事実	6
4. 「いじめ」と自死との関連性	14
(1) 「いじめ」の定義	14
(2) 本事案で事実を「いじめ」と認めた理由	14
(3) 本事案の事実と自死との関連性	15
(4) ■君の理解	16
5. 中学校・教員がなぜ「いじめ」に気付くことができなかつたか	19
6. 中学校及び教育委員会の事後対応について	23
7. 今後の取組についての提言	25
8. 諮問に対する答申	31

## 1. はじめに

平成25年4月10日、湯河原中学校2年生の男子生徒が、自宅において自死するといういたましい事案が発生した。

湯河原町教育委員会及び湯河原町立湯河原中学校はこの事実を重く受け止め、直ちに当該学年に対してアンケート調査を実施したところ、約2割の生徒が「いじめ」を想起させる記述を記載していた。

- (一) このことから、平成25年4月21日に湯河原町立湯河原中学校内に湯河原町教育委員会事務局長を本部長に、同学校教育課副課長、同指導主事、神奈川県教育委員会教育局子ども支援課指導主事、同足柄下教育事務所指導主事および同事務所に勤務する教育相談員2名（非常勤）の体制で湯河原中学校支援対策本部が設置された。

同支援対策本部は、生徒・保護者へのアンケート、生徒からの聴き取り、教職員からの聴き取り、保護者からの聴き取り、御遺族からの聴き取りなどを行い、平成25年7月29日に、「調査報告書（別添資料1）」をまとめた。

この調査報告書の結果を精査し、さらにこの事案を検証するために、湯河原町は、平成25年6月6日に湯河原町町議会で「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例（別添資料2）」を制定した。

条例を受け、湯河原町教育委員会は、調査委員会を円滑に運営するために、平成25年6月21日に「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則（別添資料3）」を公布し、平成25年8月10日に5名の委員（児童福祉、臨床心理学、弁護士、児童精神科医、教育関係者）に委嘱し（名簿；別添資料4）「湯河原町いじめに関する調査委員会」が設置された。

「湯河原町いじめに関する調査委員会」は、湯河原町教育委員会の附属機関として、湯河原町教育委員会の諮問により、①自死といじめとの関連について、②自死に至るまでの事実調査の検証について、③学校及び教育委員会の事後対応の検証について、④学校及び教育委員会の今後に向けての取組みの検討について、⑤学校及び教育委員会が執るべき措置への提言についての5点について検討を行うこととなった（諮問書；別添資料5）。

調査委員会の委員に委嘱された専門家は、公平・公正を担保しながら、計10回の委員会を開催し調査を行った（調査委員会日程；別添資料6）。

- (二) 教育・児童福祉の目的は、子どもたちの最善の利益と健全育成を願って行われる社会的行為であり、子どもたちに有益な変化をもたらすためにはどのように、大人が行動したら良いかを考えて行くことが最も重要であるという、「児童の権利に関する条約」「児童憲章」「児童福祉法」「少年法」「教育基本法」「学校教育法」に共通する、基本的“哲学”を基盤として実施されている。

本事案は、当該中学校に「いじめ」があり、そのため一人の生徒の生命が失われた可能性があるという事案である。

そのため“被害者”“加害者”という構図から“加害者とされる生徒たち”に

対して“報復”的な視点になりがちであり、同時に不幸にも自らの未来を絶つという選択をしなければならなくなった“被害者とされる生徒”に同情的な感覚になりがちになることに十分配慮し、できうる限り冷静に事実と対峙することを心がけた。

そのようにすることが、子どもたちを守る務めを持った大人の役割である。

- (三) 今回の事案が、湯河原町の大人も子どもも一緒に成長する“機会”になって欲しいと信じ、委員同士が真摯な意見交換をおこない、本調査報告書を作成した。

本調査報告書が、亡くなられた男子生徒に対する真の供養となり、同時に湯河原町の子どもたちが、湯河原町で育ったことの『誇り』を取り戻す、始まりの一步となることを願う。

## 2. 調査委員会の調査について

調査委員会では、別添資料6に示されているように、10回の委員会を開催した。

- (一) 調査としては、湯河原中学校支援対策本部の「調査報告書」、湯河原中学校での事案後のアンケート調査の原票、聴き取り調査における報告書及び聴き取り時のメモ、湯河原町教育委員会に提出を依頼した資料等を検討した。  
また、湯河原中学校の現地視察も実施した。

さらには、[ ]人が措置されていた児童養護施設より任意に提出いただいた「児童からの聴き取り記録」、御遺族から任意に提出いただいた「家庭裁判所における審判に関する記録」等を精査した。

同時に、[ ]名と保護者からの聴き取り（他の[ ]名については、[ ]、要請は行ったが聴き取り調査を行うことができなかった）、御遺族からの聴き取り、学校長・教頭からの聴き取り、[ ]の1年次担任及び2年次担任、学年主任、部活の顧問教員、副顧問教員等からの聴き取り調査を行った。また、本事案発生時から湯河原中学校へ支援に入った、神奈川県教育委員会スクールカウンセラー・スーパーバイザー及びスクール・ソーシャルワーカー・スーパーバイザーからの聴き取り等を行った。

これらの調査は、本調査委員会の趣旨と公益性という視点を御理解いただき、おおむね積極的な協力をいただき、詳細な状況を把握することができたことは感謝している。

しかしながら、一部公的機関においては、本調査委員会の趣旨を十分に理解いただくことができず、その結果、[ ]名の聴き取り調査を実施することができなかったこと、「家庭裁判所における審判に関する記録」等を、当該公的機関から入手できずに御遺族から任意で提出していただくこととなったことは、本調査委員会としては残念であった。

さらに、湯河原中学校では、本事案発生後の資料については保管されており、検証することができたが、本事案発生以前の資料については、本来、湯河原町の規則によって保管の責務があるはずの文書もすでに破棄されており、検証することが出来なかったことも残念であった。

- (二) 聴き取り調査については、本調査委員会の委員は子ども関係の支援を各分野において実際に支援を行っている実践者でもあったので、人権にも十分に配慮し慎重に行うとともに、詳細に事実の確認を行った。

聴き取りに応じていただいた方々も、それぞれ真摯に、誠実にお答えいただき、支援対策本部の調査報告書の内容をさらに深めることができたが、同時にそれぞれの方々に、本事案が大きな影響を与えていることを痛感させられる内容になっていた。

なお、本調査報告書では、生徒の人権に配慮し、

“”を、

“”名をと表記することとした。

### 3. 「自死」と関連すると思われる事実

- (一) 本調査委員会は、支援対策本部が平成25年7月29日付で取りまとめた調査報告書において、「事実経過」として認定した事実が、適切な認定であったか否かの検証を行った。

支援対策本部が事実認定のために使用した資料は、学校及び町教育委員会から提出された資料及び支援対策本部の聴き取り結果であるとされていたので、本調査委員会は、湯河原中学校での本事案発生後のアンケート調査の原票や支援対策本部の聴き取り調査の報告書及び聴き取り時のメモ等を直接確認した。

本調査委員会は、その他に、新たに町教育委員会に提出を依頼した資料、  
人が措置されていた児童養護施設より任意提出された「児童からの聴き取り記録」、御遺族から任意提出された「家庭裁判所における審判に関する記録」（いわゆる法律記録）等を精査し、また  
名及びその保護者からの聴き取り（他の  
名については、  
、要請は行ったが聴き取り調査を行うことができなかった）、御遺族からの聴き取り、学校長、教頭、  
の1年次担任及び2年次担任、学年主任、部活の顧問教員、副顧問教員等からの聴き取り、湯河原中学校への現地視察等を行って、事実認定の検証を行った。

なお、本調査委員会は、自死した生徒につながる事実が、本事案発生前に定期的実施されていたアンケートの中にいじめに関する記述が、真にうかがえなかったのかを検証したいと考え、アンケートの原票を湯河原中学校に求めたが、既に破棄されたとのことで検証できなかったのは残念であった。

このアンケートは、把握されたいじめ等の対策や予防に使用されており、当該アンケートの対象となった生徒が未だ在籍しているにもかかわらず破棄されていたことは、大変遺憾である。

- (二) 以上のような検証の結果、支援対策本部がまとめた調査報告書の「事実経過」は、背景となる事実（中学校の状況、  
(  
) や  
(  
) の人となり等) 等も含め、概ね適切であった。

しかし、それに加え、本調査委員会は、主に「家庭裁判所における審判に関する記録」や  
名からの聴き取り等を踏まえて、更にいくつかの事実を認定すべきと考えた。

そこで、本調査委員会が、自死と関連すると思われる事実として把握できたものを時系列でまとめると、次表のようになる。

《 表 》

日 時	場	事 実
H24.4月又は5月	部活動	■が■にハーフパンツを下ろされた。その後1年間の中で、練習中に3回くらい下ろされた。
ハートフルウィーク（教育相談週間）の時期（5月又は10月または1月）	学 校 生 活全般	1回だけ、■は、自分のカバンを教室から体育館まで■に持たせた。
H24.6～7月頃	学 校 生 活全般	■■■■■が一緒にいて、■を校内に探しに行ったとき、■が荷物番をした。そのことを忘れ、■■■■■は鬼ごっこを始めていた。あまりにも遅いので、■が■■■■■探しに行くと、鬼ごっこをしていることが分かり、■は泣きながら帰宅した。
H24.7月（3年生が引退した）頃から	部活動	<p>(1) ■は、■に叩かれたり、尻を蹴られたり、傘の柄で股間をさわられたりした。</p> <p>(2) ■からのちょっかいは日常的に行われていた。 ■の捉えているちょっかいは、次のものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尻を後ろから平手でたたく。</li> <li>・指で尻の穴を狙ってカンチョーをする。</li> <li>・後頭部を下から上へ平手ですらす。</li> <li>・あごを下から上へ手または指ですらす。</li> <li>・ビンタのふりをする。</li> <li>・膝カックンをする。</li> <li>・顔の向きを変えたり、頬を中央に寄せたりする。</li> <li>・■■■■■シューズのひもをほどいて邪魔をする。</li> </ul> <p>(3) ■は、■■■■■から服をひっぱられたり、足で蹴られたりした。</p> <p>(4) ■が■とハイタッチをする時に、■は■にふざけてビンタをされた。1年間で20回以上。（頬が10回くらい、おでこが3回くらい、残りはあご。）</p> <p>(5) ■はプレイで失敗すると、■から「バカ」「アホ」「ドンマイ」と言われた。</p> <p>(6) ■は■に「きもい」「ばか」「うざい」「ごこ」とやつあたりされていた。</p> <p>(7) ■■■■■は■から弁当のおかずをもらったりした。（本人たちは勝手に食べた訳ではないと、述べている。一方で■保護者は、■本人から、勝手にとられていたと、聞いている。）</p>



H24.夏頃	学校生活全般	休日の部活動午前練習の終了後、■が自宅と異なる方面に■と一緒にいて、帰宅時刻が大幅に遅くなった。
H24.9月(夏休み明け)頃から	部活動	(1) ■が練習のはじめに■の練習をやりたいという理由で、いつも準備(■等)は■がやっていた。 (2) 放課後、■が部活動の場所に■よりも先に行き、■は■シューズを5、6回隠された。最終的には返された。 (3) ■シューズやカバンを■に隠された。(ヒントを出して、見つけるパターンがほとんど) (4) ■や荷物を■が■に持たされていた。
H24.9月又は10月頃から	部活動	■の洗濯を■がほぼ行っていた。■が「■やって。」と言うと■は「うん。」と言って持ち帰った。 ■は■に■を毎回洗ってもらったり、■シューズを体育館玄関の靴箱に置いてもらったりしていた。
H24.秋頃から	部活動	練習中及び試合中に、■が頬や背中を■から何度か叩かれたことがある。
H24.10月終わり頃	部活動	朝練習の前、■の後頭部に■の■が当たる。(故意か偶然かは分からない。)それに憤慨した■により、■は股間を蹴られる。■が泣いたので、すぐに■は謝罪。■は、腹痛を理由に、朝の段階で帰宅した。
H24.10月又は11月(保健体育の柔道の授業後)	部活動	体育館のホールで、■は■に「柔道やろうぜ。」と言われて、大腰で倒された。同様のことを10回以上された。背負い投げで倒されたことも、1回程度ある。また、■は■からも大腰で7~8回倒された。
H24.11月頃	学校生活全般	2時間連続の学年行事で、体育館に集まった時の休み時間に、■が■に柔道技で2回倒された。
H24.秋~冬	学校生活全般	(1) 2回、■は■にジャージを取られた。2回目は着ているジャージを引っ張られて取られた。 (2) ■は■に、教室で、頬を少しつねられた。
H24.12月頃から	部活動	練習や試合の時、■が■の思うようにプレイしなかったら、■に叩かれた(かるく、はたくくらい)。プレイがうまくいかなかった場合、大事な場面で■がミスした場合、また、やつあたりの場合もあった。
H24.12月(冬休み前)頃	部活動	(1) ■の罰ゲーム(一定の距離から何本か■を打ち、入った本数による勝負)やジャンケンで負けたらなどのルールで肩をパンチされた。ただし、■勝負については、■が負けることがなかったので、常に■はパンチを受ける側であった。 (2) ■に移動して練習する時に、■がチームの■を持つ代わりに、■が■のカバンを持った。

H24.12 月中旬～下旬	学校生活全般	部活動終了後、■は■の家の方向に遠回りさせられ、帰宅時刻が大幅に遅くなった。
H25.1月（冬休み明け）頃	部活動	<p>(1) ■が■に馬乗りになられて、紙を丸めた棒で叩かれた。■に後から乗られたこともある。■は「重いよー。」と言っていた。同様のことを、■と■は■に対し、5、6回行った。</p> <p>(2) じゃんけんをして、負けたら肩をパンチする遊びをした。そのとき、■はじゃんけんに勝っても■に対し肩をパンチしなかったが、■がじゃんけんに勝ったときは、■は肩をパンチされた。</p> <p>(3) 練習後、プリントを丸めてガムテープで補強したもので、「笑ったら叩く」行為を■人で行った。■は1回も■を叩かなかった。</p> <p>(4) ■がミスをしたり、■の思うようにプレイしなかったりして、■の機嫌が悪い時、■は■に「死ね」と言われた。冬休み明けから、このような状況は多くなり、1日1回程度の頻度で言われた。また、■は■から「バカ」「アホ」「キモイ」「消えろ」「うざい」「ケツ」「ケツあご」と言われていた。さらに、■は、■に対し、肩をポンと叩きながら、「どうせ死ぬなら、大会が終わってからにしろよ。」と言ったこともあった。</p>
H25.1月頃から	部活動	■は■に、■へ行く時や、帰り道に数回カバンを持たされた。
H25.1月頃	学校生活全般	<p>朝、■が■の教室で、■が■に「貸してくんない？」と言われて、ジャージを貸し、部活動の時に返された。理由は、自分が寒かったために長い時間借りていた。</p> <p>同様のことが、これ以降2、3回行われた。</p>
H25.2月上旬	部活動	<p>■が■の■シューズを投げて、■にわたらないようにした。</p> <p>同様のことが日常的に行われた。</p>
H25.2月	部活動	■は■に、体育館のホールで強めに叩かれた。その時、■は「もう、痛いから止めて。」と言った。その日は止まったが、それ以降も、8回くらい叩かれた。
H25.2.1813時頃	学校生活全般	■が■を、体育館脇西側通路において、柔道の投げ技の要領で投げ飛ばした。
H25.2月下旬	学校生活全般	■が■に技術科の作品（■が作った棚）を持ち去られ、下校途中で作品を返されたが、そのまま一緒に■の家まで連れて行かれ、帰宅時刻が大幅に遅くなった。
H25.2月下旬 12時～13時の間の5～10分	学校生活全般	体育館のホールで、■が■の体を壁に押さえつけ、■が■の背中などをテープで補強した紙筒で交互に数回殴打した。

H25. 2月又は3月	部活動	<p>■が■に部室に閉じ込められた。</p> <p>■が最後に部室から出るようにし、■が部室から出そうになるところで、■人のうち誰かから「後ろの〇〇取って。」のような声かけをされ、■が後ろを向いたところを部室に押し込まれて、閉じ込められた。</p> <p>■は始めは抵抗していたが、だんだん反応がなくなったところを見計らってドアを開けられた。同様のことが何度もあった。</p>
H25. 2～3月頃	部活動	<p>体育館ホールにおいて、■が腹筋運動のため床に仰向けになり、■に自己の両足を押さえさせ、反復して起き上がる度に、■の左右の頬を左右の手の平で交互に合計20回くらい殴打した。また、■は、■が■の足を押さえ、■が腹筋運動で起き上がる度に、両手で■の両頬を挟むようにして叩いた。</p>
H25. 3. 2、3	部活動	<p>(1) ■大会の1日目の試合後、■が■をしたことに対して、■から「ふざけんよ。しっかりやらないなら、帰れよ。」「何してんだよ。」と言われた。2日目の試合後、■のミスが多い事に対して■から「しっかりやんないなら、帰れよ。」と言われ、泣いた。顧問教諭は、■の様子に気がなり、■に「大丈夫か。」と声をかけたところ、■は「大丈夫です。」と返事をした。</p> <p>(2) ■大会の時、■は■に背中を叩かれた。</p> <p>(3) ■大会の時、■が■を■して、そのとき■に顔を叩かれた。</p>
H25. 3月上旬	学校生活全般	<p>朝学活前、■が■のカバンを教室から持っていこうとしたが、■はすぐに気づき、■はカバンを■に返した。</p>
H25. 3月頃	学校生活全般	<p>(1) ■が■に廊下で3回くらい、柔道技で倒された。</p> <p>(2) ■が■にコンパスを何度か貸したが、返されたときには、コンパスケースに黒く色を塗られていた。</p> <p>(3) ■は■に筆箱を投げられた。</p>
春休み前頃	部活動	<p>(1) ■が■の好きな女の子を決めつけたり、顔にいたずらをしたりしてからかっていたら■が「もういいよ。」と言って泣き、カバンを置いて帰ろうとした。</p> <p>好きではない女子の名前を「好きなんだろう。」と、■は■にずっと言われていた。</p> <p>(2) 春休み前頃から、■から1週間に2、3回「きもい。」と言われた。</p>
H25. 4. 5	担任	<p>今思うと■の様子は少し元気がなかったように感じる。</p>

H25.4.5	学校生活全般	(1) ■は■にあごをはじかれたり、頬を両平手で2回、腰を平手で1回、頭を叩かれたりした。 (2) ■が■に、制服のボタンをかわるがわる外された。また、2年次進級の際のクラス発表の掲示を見る際、■が後ろから■の手を持ち、他の人につけた。
H25.4.5	学校生活全般	■を馬にして、■が■に乗り、■のお尻を叩きながら、体育館のホールを1周した。その際、■も、ちょっとだけ■に乗った。 また、■で、笑ったら叩く行為をして、■は■から5～6回叩かれ、■も1回■に叩かれた。
H25.4.5～10	学校生活全般	学校で会った時に、■が■にビンタのまねを25回くらいされた。1回だけ本当に当たってしまい、■が「大丈夫？」と■に声をかけた。
H25.4.8	担任	特に気になる様子はなかった。
H25.4.8 12時30分～13時頃の間	学校生活全般	■は■に、体育館ホールで、体が浮くか浮かないくらいの高さで、足を持ってぐるぐる回された。1年次の3月にも、同様のことが3回くらいあった。
H25.4.8	部活動	体育館のホールで、■が■を肩車したときに、■は■にハーフパンツを膝くらいまで下ろされ、パンツ一枚になってしまった事がある。(以前にも、ホールや体育館内で5回位やった)ハーフパンツを下ろされた後、■は■を肩から下ろし、ハーフパンツを上げて、もう一度、■は■を肩車し体育館内へ入ろうとした所、■が緑のネットに引っ掛かり、尻もちをつき、さらに、■は後頭部を床につけ、泣いてしまった。■はホールにあった自分のカバンのそばで泣き続けた。■に「大丈夫か？」と声をかけられた。
H25.4.9	担任	自己紹介カードを作成した後、家庭訪問の地図を書いた。その裏面に担任への一言を書いたが、そこに、■は「たまには僕たちの悩みを聞いてください。1年間よろしくお願いします」との記載があった。しかし、これに対して、担任は、■に声かけをするなどの特段の対応はしなかった。
H25.4.9	学校生活全般	(1) 朝、■は2年教室前で、■の■人で遊んでいた。■と■が廊下の壁に貼ってあったテープをはがし、■は、頬に貼られた。廊下のテープがなくなった後は、教室においてあったセロテープを持ってきて、頬に貼られた。 (2) 部活動に行く時に中央階段で、■に肩を持たれ突き飛ばされ落とされるふりをされた。
H25.4.9、10	学校生活全般	■は、■に2年教室前の廊下に連れ出され、手をつかまれ、教室に戻れなかった。授業開始2分前に解放された。 昨年度から、日常的に■は廊下で腕を引っ張り、■が教室に戻れないようにしていた。

H25.4.10 朝	登下校時	特に気になることはなかった。いつも通り、朝食を食べて、「行ってきます。」と言い、近所の子と一緒に登校した。
H25.4.10	担任	朝学活時、■の後ろの生徒がうるさかったので副担任教諭が注意した。その時■は机にうつぶせていた。
H25.4.10	副担任	自己紹介用の写真を撮る際、友だちと撮ってもよいということだったが、■は一人で撮った。他にも、一人で撮っている生徒はいた。体力テストへの参加状況についても、気になる様子はなかった。
H25.4.10	担任	新しいクラスの学級委員を選ぶ際、■と別の生徒の■人が立候補し、■で、■学級委員とし、■学級委員にすることにした。なお、担任教諭は、以前に、■に対し、学級委員になるよう勧めていた。
H25.4.10		毎朝一緒に登校していた生徒は、放課後一緒に帰った際に、「学級は楽しい?」「楽しいよ。」「部活は?」「うーん。」「楽しい?」「うーん。」という会話をしている。
H25.4.10 昼		12時30分に母親が帰宅し、12時40分頃に■が帰宅した。母親と一緒に昼食を取ったが、変わった様子はなかった。昼食後、入部届の紙がパソコンの上に置いてあることを母親が気づいた。■が、歯磨きをしている時に、小学校の授業参観・懇談会に出かけようとした母親が■に「行ってくるね。」と声をかけた。さらに、入部届のことについて、母親が■に「どうする。いいんだよ。」と話しかけたところ、しばらくして、■が「もう少し頑張ってみる。」と答えた。それが母子の最後の会話であった。以前に、部活動について母親が■に「もういいんだよ。」と言っていたので、■にはその言葉の意味が分かっていたと思う、と母親は述べている。
H25.4.10 午後		■は2階居間に行き、しばらくゲームをやっていたと思われる。その後、同室にある■。その時、ゲームを所定の場所に片付け、炬燵はつけたままになっていた。「誰も僕の心をわかってくれない さよなら」と書かれたメモが残されていた。

<p>時期は確定できないもの</p>	<p>部活動</p>	<p>(1) 休日練習の帰りの時、■は■の友人を待っていた。■は■にも一緒に待っていてほしかった。帰りそうになった■は■にカバンを持たれて、帰れないようにされた。返す、返さない、のやり取りで、■が怒り出したので、■からカバンを返された。</p> <p>(2) ■はホールで寝ている状態で、15秒くらい■に乗られた。</p> <p>(3) ■が遠くから■を打って、「入ったら100円ね。」と決め、■に言った。■は見ているだけだった。■は、100円をもらったけれど返したと、本人たちは言っている。</p> <p>(4) ■が■練習で並んでいる時に、「早くやれよ」という意味で、■が■から尻に■を当てられた。</p> <p>(5) ■は腹筋で起き上がる時に■から頭を7、8回叩かれた。</p> <p>(6) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。自分のおにぎりと交換したと、■は述べている。</p> <p>(7) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。お金を返したと、■は述べている。</p> <p>(8) ■は■におにぎりを買ってもらったことがある。自分のパンをあげたと、■は述べている。</p> <p>(9) 部活動の遠征時、駅集合の際、駅で買い弁をすることもあった。その中で、おごりおごられということもあった。■は■に1回おごってもらったことがあり、その時、■は現金で支払いをしていた。ただし、■も■に1回おごったと述べている。</p> <p>(10) ■は、プレイのことで■に背中を叩かれた。</p> <p>(11) ■が練習前に■を打っている時、■に■を2、3回、■とは反対方向に投げられた。■からも、■を遠くに投げられた。</p> <p>(12) ■と■が追いかけっこをしている時、■は■から■を5回程度ぶつけられた。</p>
--------------------	------------	--

\* 一人の生徒が、中学校の事後アンケート及び警察の事情聴取で、  
 ■  
 ■を供述しており、その具体的な内容から真実であったとも考えられるが、  
 ■、実際に「首吊れよ。」と言ったのか、単に「死ねよ。」と言ったのかの事実認定までは困難であると考え、上記事実認定の中には、「死ね。」という発言があったことのみ認定とした。

#### 4. 「いじめ」と自死との関連性

##### (1) 「いじめ」の定義

支援対策本部の調査報告書では、いじめの定義を、平成18年の文部科学省の定義に基づくとしている。

しかし、その後、「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成25年9月28日に施行されたので、本調査委員会では、いじめの定義を、同法第2条によることとする。

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

さらに、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されてはならない。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定し、大丈夫であると笑ってみせること等は多々認められる現象であることを十分に踏まえて判断する必要がある。

##### (2) 本事案で事実を「いじめ」と認めた理由

(一) 支援対策本部の調査報告書では、                    の          に対する行為は、いじめと認定すると明言しているが、本調査委員会もこの結論に異論はない。

“                    ”          と“                    ”                    は、同じ中学校の同じ部活動のメンバーであり、一定の人間関係にある。

また、前記の「自死と関連すると思われる事実」のうち、                    の          に対する行為は、いずれも心理的又は物理的な影響を与える行為と考えられる。

(二)           は、時に泣いている場面を複数の生徒に目撃されており、          の母親は          が冬休み以降、帰宅して不機嫌でいることが多くなったと感じていたとの話や、自死当日の帰宅の際、          は友人からの「部活は楽しい？」との問いかけに、「うーん。」と否定的な返答を返していたとの話からも、          が心身の苦痛を感じていたことは明らかに推察できる。

これらのことから、前記の「自死と関連すると思われる事実」のうち、                              の          に対する行為は、いずれも「いじめ」と認定する。

- (三) いじめは、部活動で3年生が引退した平成24年7月頃より徐々に酷くなり、冬休みの前後からは、部活動の際に限らず、学校生活全般においても、ほぼ毎日のように繰り返されていた。

いじめは、紙筒で殴打したり、柔道の技で倒したり、足を持ってぐるぐる体を回したり、腹筋運動の際に平手で殴打する等の暴力を伴うものから、「きもい」「死ね」などの暴言、靴や鞆を隠したり、ハーフパンツを下ろしたり、荷物を持たせたり、弁当を食べてしまうなどのからかい・嫌がらせ等、実に多くの場面に及んでいた。

日々繰り返される、これらのいじめの一つひとつは、他からは一見遊びや悪ふざけ、じゃれ合いのように見えてしまいかねず、■本人も「大丈夫か」と尋ねられれば「大丈夫」と答えてはいたが、『事実』を時系列で並べてみれば、これらが■の心身に与えた苦痛は相当なものであったことは容易に推察できる。

### (3) 本事案の事実と自死との関連性

- (一) 支援対策本部の調査報告書では、「いじめと自死との関連を明確に裏付けることはできなかったが、重篤ないじめ行為が自死につながった可能性が考えられる。」とし、いじめと自死との関連性の判断が本調査委員会に託される形となった。

本事案では、■がどのような心理状態の下に自死に至ったのかが直接分かるような資料は存在しないが、■の自死の際に、「誰も僕の心をわかってくれない さよなら」と書かれたメモを残している。

■が書き残した「僕の心」とは一体何であったのか、私たちには■が伝えたかった心の内を真摯に探る責務がある。

いじめは、■が中学1年生であった平成24年4月頃から始まり、同25年4月10日の自死まで約1年間の長期に及ぶ。

部活動で3年生が引退した同24年7月頃より徐々に酷くなり、冬休み前後からは学校生活全般の場面で、ほぼ毎日のように繰り返された。

いじめの内容は、暴力を伴うものから暴言やからかい・嫌がらせまで多岐に及ぶ。

一つひとつのいじめの態様はさほどでもなくても、これが順次■人の生徒からほぼ毎日繰り返された場合、これらいじめの総体が■の心身に与えた苦痛は相当なものであったと推察される。

しかも、■と■の人間関係は、同じ中学校の同じ部活動（■部）の同級生であったところ、1年生の■部員は、試合で■である■名しかいなかった。いじめは、部活動の人間関係の中で起こっていたが、■は容易に退部することができない心理状態にあったものと推察する。

自死の直前、■の母親は■に対し、入部届のことについて、「どうする。(やめても) いいんだよ。」と話しかけていたが、■は「もう少し頑張ってみる。」と答



えている。

同じ日の下校時、友人から「学級は楽しい？」と尋ねられた■は「楽しいよ。」と答えたが、「部活は？」と尋ねられると、「うーん。」「楽しい？」「うーん。」と生半可な返事を繰り返していた。

- (二) また、1年生から2年生に進級し、新たなクラス編成がなされ、■は■とは別のクラスになり、教室も■とはある程度離れることとなった。

これにより、学校生活全般の場面におけるいじめは、少しは減るものと■は期待したのではないかと思われるが、現実には、平成25年4月5日から10日までのいじめは、以前にも増して、毎日執拗に繰り返された。■の失望は、大きかったものと推察される。

さらに、■は自死の前日(4月9日)、クラス担任に提出する自己紹介カードの裏面に、「たまには僕たちの悩みを聞いてください。」と書いたが、クラス担任は■に声かけするなどの特段の対応をすることはなかった。

自死の当日、学校では、新しいクラス学級委員の選任が行われ、■と別の生徒の■人が立候補したが、■で、■学級委員とし、■学級委員にすることとされた。

なお、■は以前に、このクラス担任から学級委員になるよう勧められていた。

■がどのような思いで学級委員に立候補したのか、今となっては推測するしかないが、部活動の人間関係の中でいじめから抜け出せない自分の状況を、学級委員という別の活躍の場(自己実現の場)を作り出すことによって、何とか脱却しようと考えた可能性も考えられる。

そうであれば、立候補までして学級委員になれなかった■の失望は、かなりのものであったと思われる。

- (三) このように、新学年になってもなお、毎日のように執拗ないじめが繰り返され、それから容易に脱却できない状況に置かれた■が、出口の見えない先行きの不安から自死に至ることは、十分に推測し得る。そして、他方において、他に■が自死をしようとする原因となる事実の存在は、本事案ではうかがわれない。

これらのことから、■の自死は、いじめの結果によるものと推認でき、本件いじめと自死との間には関連性が認められる。

#### (4) ■君の理解

本調査委員会は、■の自死は本件いじめの結果によるものと推認するものであるが、■がどのような心理状態の中で自死に至ってしまったのかの分析を試みたので、以下に記述する。

- (一) ■は、3人兄弟の第1子として生まれ、小学校時代から頭が良く、生真面目で、多少大人っぽい印象を持たれていた生徒である。小学校時代から空手を習い、かなりの腕前を持っているとのこと。

御遺族からの聴き取りからも、弟たちの面倒をよく見ており、頼りになる長男として期待されていたことはうかがえた。

責任感も強く、我慢強い側面も持っており、頑張り屋でもあったとのことである。

親子関係では、中学生になってからは、頻繁に喋るということはなくなったが、特に反抗的ということもなく良好であった。

中学校に入って、■■■■部に入った。

それまで■■■■の経験はなかったが、小学校の4年間、同じクラスであった■の他、■■■■らと一緒に入部した。

この学年は、■■■■部員は当初■人であったが、■人が辞めたため■人とぎりぎりの人数であったこともあり、うまくはなかったが、■■■■にも一生懸命取り組んでいた。

御遺族の話だけでなく、教員の聴き取り、■■■■の聴き取りからも、共通して「いいやつ」だったという印象を持たれる生徒であり、問題行動や逸脱的な行動も認められなかった。

- (二) 自死したときに、「誰も僕の心をわかってくれない さよなら」という遺書とも取れるメモを残していたこともあり、本調査委員会としては、■の抱えていた心の苦悩をどこまで理解できるかということも大きな課題であるという観点で、提出された資料や聴き取り時に語られた、それぞれの方々の■君像を分析し、自死に至る心の推察を試みた。

■の心の内を推察することが、今後の対策の要となる概念を提供してくれることになるのではないかと考えたからである。

■は、繰り返し行われた■■■■らのいじめ行為については、強いストレスを感じており、明確ではないが「いじめ」であるという認識は持っていたのではないかと推察される。

■はそのような事態がいつ解消するかという見通しも持てない中で、苦痛や不安に耐えながら日々の生活を送っていたことは容易に想像される。

そのような不安な日々からの逃れる手立てが自死であったと考えることは不自然ではないであろう。

- (三) いじめによる自死に関しては、死をもって相手に抗議するという側面が認められることがあり、時に遺書にそのような内容が記載されることがある。

しかし、■に関しては不思議なくらい■■■■に対する怒りや憤りが表出されていない。

もちろん、そのような感情があったが出すことができなかったということであるかもしれないが、そこに■の心情を理解する糸口があるようにも思える。

■の心の中では単にいじめが続くことへの苦痛や不安のみが問題になっていたわけではなく、それに加えてそれを解決できない自分への不甲斐なさや苛立ちといったかたちで、相手に対する怒りよりもむしろ自分に向かっていった可能性がある。

ある意味、これは二重の苦しみである。

持ち前の正義感、生真面目さ、優しさも加わり、両親の心を煩わせることなく、また思春期特有の自立への過程の中、自分自身で解決したいという強い気持ちがあり、最後の最後までこの気持ちを維持してきたのであるが、ついに限界というかたちで心に魔が差す時を迎えてしまったことが、自死という悲劇となったと考えられる。

御遺族の聴き取りの中で、両親共に、■が悩んでいるのではと疑念を持ちながら助けてあげることができなかったことを悔やんでおられたが、■の気持ちとしては、誰にも相談しないで何とか自分で解決したい、気付かれたくない、でも一方で誰かに気付いて欲しいという微かな思いを持っていたのではないかと推察する。

(四) 以上のように理解すると、■の自死に至る直前の行動も腑に落ち、本当に頑張っていたのだということが感じられる。

■が、誰にも心の内を明かさずに、何とか自分で解決しようとして、単にいじめられることの苦悩や不安のみでなく、自分の力で解決できないことに苦しんでいることすらも伝えずにいる自分を暗に大人たちに理解して欲しかった、それを「僕の心」と言っているのではないかと思われる。

日頃から、心の中にすべてを抱え込み、“よい子”で支援の必要性を感じさせないために起こった悲劇であったともいえるかもしれない。

逆に、■のような生徒に対して、どうすれば自死を防げたのかを皆で考えていく必要がある。

もちろん、今となっては、■の気持ちを直接聞くことは不幸にもできないのであり、これらの全てが推察に過ぎないことは承知しているが、以上のような心理状態の中で、■は自死に至ってしまったのではないだろうか推察する。

## 5. 中学校・教員がなぜ「いじめ」に気付くことができなかったか

- (一) 本調査委員会は、支援対策本部が平成25年7月29日付で取りまとめた調査報告書が、「事実経過」として認定した事実が適切な認定であったか否かの検証を行うために、湯河原中学校の校長、教頭、[ ]の1年次担任及び2年次担任、学年主任、部活の顧問・副顧問教員等からの聴き取りを行ったが、[ ]君が自死したことについては、あまりに突然のことで未だに信じられない様子であった。

また、本事案発生後に湯河原中学校が行ったアンケート調査からは、自死と関連すると思われる事実として認定できる一連の“事実”が多数明らかになっており、さらにその内容が、一年間にも及んでおり、3学年にまたがる比較的多くの部員を有する部活動内で日常的に起こっていたにも拘らず、生徒からも本事案発生前には、一度も「いじめ、あるいはいじめではないかと思われる、嫌がらせ行為」という通報や指摘がなかった。

このように、湯河原中学校では、教員も生徒も、[ ]君に対して起こっていた一連の“事実”を誰も気に留めず、結果的に見過ごされてしまった。

- (二) なぜ、教員も生徒も気付けなかったか、あるいは指摘できなかったかの原因として考えられることは、何よりもまず、「いじめ」とは何か、どのような「いじめ」があり得るのかということについての、湯河原中学校としての明確な共通認識がなく、理解不足に陥ってしまっていたことが挙げられる。

「いじめ」がどのような場面や場所で起こりやすいのか、どのような行為が「いじめ」に繋がりやすいのかなど、いじめに対する学校としての明確な意識や共通認識があって、予防や早期発見に正面から取り組む姿勢があれば、放課後を中心に活動する部活動に対しても周到な注意が払われていたはずである。

「いじめ」がどのような現場で起こり得るのかという視点に対して、極めて不十分な部分があったことを指摘せざるを得ない。

また、この程度は、悪ふざけやじゃれあいで問題がないという認識や、本人が笑っており、「大丈夫」と言っていれば、いじめではないという認識が蔓延していれば、どれだけ立派なアンケートをしても、いじめの発見は難しい。

学校全体で、「いじめ」に対する明確な共通認識を保持するためには、教員研修の充実は勿論のこと、生徒へのいじめ予防の授業の取り組み等が重要である。さらに、これまでの部活動指導のあり方に大きな問題があったことを反省して、長期的な視点に立った研修や部活動指導のあり方について、中学校を挙げて根本的に見直すべきである。

- (三) また本事案では、“[ ]”のパーソナリティも、いじめの発見を困難とした要因となっている。

[ ]の担任、学年主任、部活動顧問の[ ]に対する共通する認識は、頭が良くて生真面目な大人っぽい生徒、また責任感も強く、我慢強い側面も持っていて頑張り屋、中学校では[ ]部に入ったが、初心者ながら[ ]にも一

生懸命取り組んでいた、などの印象を持たれていた。

また■■■■の聴き取りからでも「いいやつ」だったという印象を持たれる生徒で、■■自らが、「いじめやそれに類する行為を受けている被害者である」と訴えていなかったのも、気になる点はあるが問題はないと判断したとのことであった。

このような生徒は、正に問題のない生徒として、教員たちの注意が届きにくくなるし、一般の生徒たちも、いじめの被害者として認識しにくい。

そこで、■■に対する一連の”事実“が、本事案発生後たった1回のアンケートで約2割の生徒が指摘するほどであったにも拘らず、■■■■部員や他の一般生徒からも全く通報されなかった。

それでも、決して教員たちが気付くチャンスがなかったわけではない。

例えば、①部活動からの帰宅が遅れ、保護者から学校に電話が入った時、②■■■■大会での■■の様子、③自死前日の「たまには悩みをきいて下さい」のメモ、④自死当日の学級委員への立候補など、断片的な事柄のように思われがちであるが、教員たちがきめ細かく生徒の心情や内面的なことを聴き取ることができた可能性がある場面が認められる。

もし、これらの場面で少しでも丁寧に対応していれば、一連の”事実“に対する懸念が表面化して、本件は未然に防げたのではないだろうか。

支援対策本部の調査報告書に記されているように、責任感があって我慢強い、また自責の念が強く言葉数の少ない■■の心身の苦痛を読み取るヒントやきっかけを結局掴みそこなってしまった。

「いいやつ」だったという言葉に隠された遊び感覚での、嫌がらせ行為が続いていたことを許してしまったことは、学校全体がいじめや、それに類する、嫌がらせ行為に対して麻痺していたのではないだろうか。

実に約2割の多くの生徒が一連の”事実“を見ていたにも拘わらず、どの教員も、いじめを指摘できなかったのは何故だったのかを学校は真摯に考察しなければならない。

- (四) また、円滑な部活動を妨げる行為や行動があるとすれば、誰がどのように発見し、対応すべきなのだろうか、さらに、学校生活における■■の行動観察とパーソナリティとのバランスを誰が調整すべきなのか、この点に対する顧問間や顧問と担任との情報収集・情報共有のあり方にも問題があると思われる。

一年間にも及ぶ一連の”事実“は同学年の■■■■部■■人の中でのことであった。

教科外活動として計画的に活動して競技性を高めることは運動部の一義的な目的である。

しかし、特に運動部における仲間意識に、勝負に対する意識や競技に対する得手不得手が微妙に影響して、競技性と人間関係の調和が取り難いのも事実である。

部活動は、円滑な集団生活があってこそ維持できるのであって、部員間の人間関係構築のために顧問が果たさなければならない責任は重大である。

部員間の人間関係を円満に保つこと、部員とその保護者の間にたつて家庭や地域と協調できる部活動を維持することを踏まえて、部活動を維持運営することが顧問の主たる任務である。

湯河原中学校には、この点に対する明確な意識がなければ、部活動が成り立たないことを、再確認して部活動のあり方を改めて問いただして欲しい。

- (五) さらに、この状況を許したもう一つの問題として、■に関係する多くの教員の「忙しい、しっかり寄り添う時間がない」と異口同音に口にされている学校業務上の現状がある。

確かに、最近の教員たちの忙しさは筆舌に尽くし難いものがある。

しかし、生徒を指導する種々の場面において、生徒に寄り添う教員の姿が見えず、生徒だけで活動することがしばしば起こる状況が常態化しているとするれば、何が起きても不思議ではなく、学校安全上、きわめて不安定な状況にならざるを得ないと思われる。

問題行動にも無縁な真面目で模範的な生徒が、そのパーソナリティが災いして被害者となってしまったことは痛恨の極みである。

「普通の生徒」が平穩に学校生活を送ることができるように生徒を指導することは教員本来の勤めである。

適切に指導できなかったことの言い訳として「忙しい、しっかり寄り添う時間がなかった」ということを挙げて済ましてしまうのではなく、忙しさの中でも、どのような体制を取れば適切に指導できるかを、学校全体で考える姿勢を持っていただきたい。

- (六) 諮らずも、今回定期的実施されていたアンケートがわずか1年間足らずで破棄されていたことも明らかになったが、このことは、数的処理のみが優先されて記述内容のチェックが軽視されたのか、あるいはアンケートの記述されていた内容が極めて軽微なものであると断定されたのか、いずれにしろ、今後全く影響がないと判断されて重要な記録であるアンケートが破棄されてしまったということであり、あまりにずさんな状況であると言わざるを得ない。

これらのアンケートの取り扱いと文書保存の問題は、中学校が実施する事実調査のあり方の問題であり、「いじめ」に対する中学校全体の姿勢や取組みの問題でもある。

定期的実施するアンケートは、そのねらい・目的と実施後のアンケート内容の検証方法を予め定型化しておくことが求められる。

また、事案発生時などの臨時的に実施するアンケートにおいては、何のために、またどのように実施するのか、また収集されたデータをどのように検証するかなどが十分に考えられて行われる必要がある。

「いじめ」を許さない、「いじめ」につながりかねない種々の行為を丁寧に発見して指導するという、中学校としての主体的な取組みに沿ってアンケートが実施されなければならないことを、湯河原中学校はしっかりと再考していただきたい。

湯河原中学校には、「いじめ」の申し出や通報によってはじめて対応するという待ちの姿勢や体制だけでなく、一見何気なく見える生徒同士の行為が加害・被害の関係に発展することがあるということをしっかり認識して、予防や早期発見につなげるために学校全体が取り組む教員研修や、円滑な人間関係づくりをめざした授業づくりなどを、整然と進めることができる環境づくり・体制づくりを求めたい。

## 6. 中学校及び教育委員会の事後対応について

- (一) 本事案発生直後に湯河原中学校は生徒に対するアンケート調査を実施している。直ちに事実調査に着手していることは、適切であったといえる。支援対策本部が取りまとめた調査報告書は、この中学校が行ったアンケート調査に大きく依拠して、その後の事実調査や事実認定がなされたことが分かる。

しかし、その内容は少し性急と思えるほど加害者とされる■名に絞られ過ぎたきらいがある。

中学校側にとって思いも寄らなかった「生徒の自死」のためのアンケート調査であればこそ、より広範な情報収集を意図して、自死と関係があると疑われる多様な行為や事実を様々な角度から精査する中で、自死に関連する事実の絞り込みがなされるべきである。この点について、支援対策本部や町教育委員会との初期段階での周到な準備が欠けていたことを敢えて指摘したい。

この点が影響してか、その後の事情聴取が結果として加害者とされる■名に対する調査に終始してしまい、本事案発生後に行われたアンケートで約2割もの生徒が指摘する「関連する事実」があったにも拘らず、なぜ生徒がその行為を目撃した時点でいじめだと思えなかったか、あるいは教員に通報しなかったかなどについての十分な調査が行われていない。

これらは本調査委員会が行った検証にも大きな支障をきたしたことは紛れもない事実である。

- (二) さらに、中学校側が、支援対策本部に本事案発生後の対応を実質的に委ねてしまったことで、中学校が果たすべき主体性が次第に失われて、当事者として本案の対処を主導できなかつたことが、在校生への指導を極めて不十分にしている。

確かに、学校内に「いじめ問題対策委員会」を設置し、生徒向け生活アンケートや保護者向けアンケートの作成・実施、生徒向けいじめ講演会、教員の研修等様々な取り組みは開始しているが、対策本部が作成した調査報告書が中学校内で十分に共有化されず、報告書に示された提言が、充分かつ早期に活かされていない状況を生んでいる。

その結果、本事案から教訓として学び取るべき、「いじめ」とは何かの共通認識が、湯河原中学校において共有化され、定着したとまでは、今なお言い切れない状況であることは極めて残念である。そのことが本事案発生後の部活動の再開や、他のいじめに対する対応、加害生徒への指導などにおける遺族側の不満にもつながっているように思えてならない。

- (三) 本報告書の冒頭でも述べた通り、町教育委員会は、「湯河原町いじめに関する調査委員会設置条例施行規則」を公布し、第三者委員会として「湯河原町いじめに関する調査委員会」を同教育委員会の附属機関として設置した。これは、湯河原町及び町教育委員会が、本件のようなことを二度と起こさないよう町民及び学校関係者に対していじめ予防・防止を宣言したことに等しい。



従って、今後湯河原町及び町教育委員会は、昨年新たに制定された「いじめ防止対策推進法」に則って、長期的ないじめ予防・防止対策と啓発活動を企画・推進するとともに、所管の小中学校でこれらの対策に必要な予算措置など、あらゆる支援を講じる責任がある。

本調査委員会が指摘した事項について、湯河原中学校ならびに湯河原町教育委員会は真摯に受け止めて、このようなことが二度と起こることがないように、一人ひとりの生徒にいろいろな場面で寄り添う先生方が、生徒の多種多様な行動をしっかりと観察し、いじめや嫌がらせ等が一部特定生徒の被害に発展しないような予防・防止対策を講じることができるとを切に願うばかりである。

## 7. 今後の取組についての提言

- (一) 湯河原中学校支援対策本部の、「調査報告書(別添資料1)」(平成25年7月29日)の「第Ⅲ部 今後に向けての取組」で、支援対策本部は、今後中学校及び町教育委員会が取り組む課題について、「第1章 学校として」の中で8項目、「第2章 町教育委員会として」の中で10項目にわたり、詳細に提言を行っている。その内容の項目を以下に再掲する(詳細は、調査報告書(別添資料1)参照)

### (学校として)

本件に関連し、学校として生徒間の人間関係づくりに課題があり、教職員側のいじめを含めた問題行動への対応等の不十分さが浮き彫りになった。

具体的に学校は、今後どのようにしていかなければならないのか。

次の8点について、学校が今まで行ってきた指導内容をもとに必要な修正・追加を行い、家庭・地域・関係機関との連携のもと、学校の実情に即して生徒の安全・安心が確保できるよう改善充実を図っていかなければならない。

しかし、改善充実を図るためには、教職員が精神的余裕を持てるような時間の確保や、教員間のコミュニケーションが取れるような時間の保障も学校としては忘れてはならない視点である。

- ① いじめ問題対策委員会の設置
- ② 教職員の資質の向上についての取組
- ③ 教育活動の見直し
- ④ 生徒指導の見直し
- ⑤ 教育相談の見直し
- ⑥ 部活動の見直し
- ⑦ 家庭・地域・関係機関とのさらなる連携
- ⑧ 小・中の連携

### (町教育委員会として)

今後、町教育委員会として、これまでの施策及び取組を振り返り、見直すことが急務であると捉えている。

これまで以上に、学校・保護者・地域・関係諸機関との連携を密にし、学校が全ての児童・生徒にとって安全で安心なものとなるように、それぞれの学校の実態に即した支援・指導を行っていく。

「町教育委員会基本方針」を、いじめ防止の観点から見直し、各学校及び教職員に周知徹底を図ることはもちろんであるが、具体的な内容については、次の10点について、これまでの施策及び取組を修正・充実させていく。

- ① 教員研修の充実

- ② 学びづくりを基盤とした授業改善
- ③ 指導主事の派遣
- ④ 町子どもフォーラムでの啓発活動
- ⑤ 町支援教育アドバイザーの活用
- ⑥ スクールソーシャルワーク・サポーターの活用
- ⑦ 町学校サポート会議の取組み
- ⑧ 町学校支援ボランティアコーディネーターとの協力
- ⑨ 地域への啓発活動
- ⑩ 関係諸機関との連携

(二) 本調査委員会も、以上の支援対策本部の提言についてはいずれも適切であり、重要なものとする。

そこで、中学校や町教育委員会は、まずは、これらの提言を誠実にしっかり実践をしていただきたい。

ただ、大事なことは、これらの提言が、なぜなされているのかを、学校現場でよく考え、理解することである。「対策本部や調査委員会から提言されたから、ただ実行しました。」というだけでは、何のためにそれをしているのかが次第に不明確になり、最後にはただアリバイ的に実行することにもなりかねない。

そうならないためには、まず、「いじめ」とは何なのか、どうして今回のようなことが起こってしまったのかを、中学校の現場で、教員も生徒も、共にしっかり考える作業を継続的に行ってもらいたい。

その意味を理解して、提言の実践することで、始めて今回のような事案が二度と起こらないための、意味のある提言となると考える。

(三) 今回の事案においては、一連の”事実“を見ていた、教員・生徒がいたにもかかわらず、いじめという認識を持たれないまま自死という痛ましい結果に至ってしまったということが極めて重要な点である。

また、いじめ予防・防止が教育界でこれだけ叫ばれながら、一向に有効な方策が取られているとは言い難い現状もある。

これらのことを踏まえて、本調査委員会は、支援対策本部の「今後に向けての取組」を補完し、その根幹となる理念と若干の具体的な取組を新たに提案する。

#### 【踏まえておきたい基本的な考え方】

① いじめは、個々人がそれぞれのイメージでとらえていて温度差があり、これは生徒・教員いずれにも共通している現象である。

その事実を踏まえ、単に一方的ないじめ教育にならないように、お互いが自分の考えを表出し、その中で、いじめに対する認識の違いがあることや相手の立場に立ち相手の気持ちを考えることを深めていく場を保障する必要がある。

② そのような理解を踏まえて、いじめを無くすために個々人がどのような行動

をとればいいのか、主体的に考え判断する力を身に付けていける教育を行っていく。

③ さまざまな取組が形骸化しないよう、いじめがさまざまな様態を呈するという原点に常に立ち返りながら、継続的にいじめ予防・防止対策を実行していく。

④ 日常的な教育の中で、生徒同士及び教員と生徒の関係において、「してはならないこと」の共通認識を確認するために、真の「人権教育」の時間を設定する。単に「いじめ」だけでなく、体罰に関しても、『行ってはならないこと』としてしっかりとした認識を共有することが大切である。

(四) 中学校等の現場で、「いじめ」とは何か、どうして今回のようなことが起こってしまったのかを、継続的に考えていただくための具体策としては、本件事故が起こった4月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置づけ、町内の中学校や小学校で、本件を忘れないために、新年度のいじめ予防の方針を確認し、「いじめ予防授業」や講演会などに取り組むことを提言する。

また、中学校の生徒会にも、自主的にいじめ予防対策に取り組んでいただき、例えば、年度の終わり頃(2~3月)に、生徒会と中学校のいじめ対策委員会が合同で、1年間を振り返る検証会議などをするのもよいのではないだろうか。

(五) 支援対策本部の一つひとつの提言は必要なことであり、中学校、町教育委員会が取り組んで行かなければならない課題であるが、いかなるプランで、どのような手順で実施してゆくのかというプロセスが示されていない。

また、これらの提言を具体化し、実施していくための財政的な裏付けについても、触れられていない。

これらの点に対しての認識をしっかりと持って進めていただきたい。

(六) 周知のとおり、「いじめ」の問題は、ここ最近のトピックスではない。

神奈川県においても、ここ四半世紀の間に幾人もの若い生命が、いじめが原因と思われる自死によって絶たれている事実を忘れてはならない。

その時々、種々の対策が話し合われ、『二度と繰り返さない』を合言葉にされてきたにもかかわらず、結果としては、同じ苦しみ、悲しみを味わうことになっている事実は看過できない。

“咽喉元過ぎれば、熱さ忘れる”のことわざの通り、一定の期間が過ぎると、忘れてしまい、“なかったこと”にしてしまうのが人の性である。

ある一定の期間だけ、いじめの問題をクローズアップし“対処療法”的に表面に出た問題だけを“処理”していくだけでは本当の意味での解決にはならない。

各種フォーラムや、子ども会議と名付けた「子どもの意見を聞く」という催しも、ただ子どもたちの意見を聞くだけでそれを具現化する不断の努力を“大人”がしていかない限り意味をなさない。

中学校と町教育委員会に対しては、どのようにして一人ひとりの子どもの思いを聴き取るかということに真摯に向き合い、継続性と具体化の努力を強く望みたい。

(七) いじめの問題を考えるにあたっては、思春期の多感な時期を過ごす生徒が集う

中学校が、子どもたちの安心できる“居場所”として機能しなければならないことは言うまでもない。

子どもたちにとっての“居場所”は、大人たちから一方的に与えられる環境でも、大人たちから自由の名目で放置される環境でもない。

子どもたちが“居場所”として感じることができる、安心できる環境とは、

- ① 子ども自身が、所属していると認識できる集団とそれ以外の集団の境界が明確なこと。
- ② その集団内では、見守られ、心身共に安心感を持てること。
- ③ そのうえで、所属している集団以外とも自由な交流が可能なこと。
- ④ 一定時間（発達課題と照合しながら）の継続性が保持されること。
- ⑤ 子どもの発達にあった柔軟な「枠組み」を提供できること。

といった5つの条件が整っていなければならない。

これらが確保された環境の中では、生徒は

- (a) ありのままの自分であることができる。
- (b) 心身ともに暴力を受けない
- (c) 評価のものさしが多様に存在し、自分らしさが確認できる
- (d) 安心して失敗することができ、弱さが出せる
- (e) 休息して自分を取り戻すことができる
- (f) 安心して人間関係を作りあうことができる

の6点が保障され、お互いに助け合う関係を構築することができるはずである。

湯河原中学校と町教育委員会は、学校がこのような“居場所”となりうるよう意識して取り組んでいただきたい。

(八) 中学生は多感な時期である。

教員が、一人ひとりの生徒に、いろいろな場面で寄り添い、生徒の行動を観察し、適時支援をすることは当然であるが、さらに日頃の生徒の多種多様な行動が、いじめや嫌がらせ行為等として一部特定生徒の被害に発展していないかを点検し、あるいは一部特定生徒の被害とならないように予防・防止対策を講じ、円滑な教育活動を維持継続しなければならない。

そのためには、情報収集・情報共有のあり方と、問題行動の予防に向けた連携のあり方を追求し、教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保することが望まれる。

(九) 本調査委員会が行った湯河原中学校側への事実確認の中で明らかになった大きな問題として、本件事故前に定期的実施されていたアンケートの取り扱い、記録保存の問題が挙げられる。

子どもの声、保護者の声を聴くためのアンケートをする場合には、しっかりと目的を定め、そこに記載された内容をできるだけ丁寧に拾い上げ、アンケート用紙の保管などにも十分に配慮していただくことを要望する。

(十) 町教育委員会は、事務局を含め体制があまりも少人数であり、町内の小中学校に対して、必要な時に必要なだけの支援を行うことはできていない。

さらに、緊急時においては、十分に必要な人員を教育委員会から供出することができない状況であり、実質的機能不全に陥る危険性を秘めている。

その意味では、本事案において、中学校、教育委員会が、事案の重篤性を理解し、速やかに県教育委員会の緊急支援チーム及び県教育委員会に協力要請を行ったことは正しい選択であったといえる。

本調査委員会は、町教育委員会の人的体制の充実を提言する。

- (十一) 町教育委員会として、また町としていかなる児童・生徒を育みたいと考えているかということについて、子どもの最善の利益のため、子どもも含めた町民の総意としての、宣言もしくは、条例を制定し、全町民に共通の目標とするようにすることを提言する。

また、町教育委員会のいじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。

さらに、町民にいじめ問題の関心と協力を促すためにいじめ対策協議会を設置し、町の実情に合った協力体制を確立すること。

当然のことであるが、町内の子どもたちが健全に育成されるために必要な費用については、きちんと予算化し、具体化できるようなシステムにすること。

児童の健全育成は、百年の計であり、最も生産性の高い投資であることを認識し、積極的に、これらを実施することを強く要望する。

- (十二) 湯河原中学校については、本事案に関して事前に気付くことができなかったという反省を踏まえて、支援対策本部の「今後に向けての取組」に加え、更に以下のことを提言したい。

- ① 学校内の全教員、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャルワーカーも加えてスムーズな情報共有及び連携を促進するための校内システムの確立を早急に行うこと。

その際、学年別に分断されないように学校全体としてのシステムとなるように配慮すること。

- ② 生徒の指導に関する資料及び記録の保存については厳格な管理を行い、いつでも振り返ることができるようにすること。

- ③ 毎年度末に、いじめ防止に向けた取り組みをまとめ、町教育委員会に報告をすること。

- (十三) これらの提言を「絵に描いた餅」にせず、また、今回の■■君の自死を無駄にしないために、まず、はじめに行わなければならないこととして、湯河原中学校支援対策本部の「調査報告書」及び本調査委員会の「調査報告書」は、速やかに湯河原町の全教員及び関係者に公開することを強く要望する。

そのことにより、本事案が与えてくれた教訓を、大人として共有することができ、目標に向かって具体的に動き出し、再発防止の要となることを期待する。

さらに、学校、町教育委員会、県教育委員会の組織間に壁を作り、お互いに見合ってしまうことがないように、互いに、積極的な意見交換できる環境を作り、学校教育のスタンダードとガイドラインをきちんと策定する努力を要望したい。

最後に、“加害者とされる生徒”、                    が、今後本事案の教訓を生かし、より健全に成長できるように支援することは、学校及び教育委員会の責務であることを忘れてはならないと考える。

悪いことをしてしまった子どもたちというレッテルをはったまま、成長させることは、本人たちだけでなく、周囲の生徒たちにとっても“不幸”を招くことになりかねない。

学校、教育委員会は明確なプランのもと、    人の生徒に対しての支援を責任もって行うことを期待したい。

## 8. 諮問に対する答申

本調査委員会は、湯河原町教育委員会の諮問に対して、次の通り答申する。

(1) 自死といじめとの関連について

■の自死は、いじめの結果によるものと推認でき、いじめと自死との間には関連性が認められる。

(2) 自死に至るまでの事実調査の検証について

支援対策本部がまとめた調査報告書の「事実経過」は、背景となる事実等も含め、概ね適切であった。

しかし、本調査委員会は、更にいくつかの事実を認定すべきと考えた。

(3) 学校及び教育委員会の事後対応の検証について

① 本事案発生直後に湯河原中学校が生徒に対するアンケート調査を実施して直ちに事実調査に着手したことは適切であったが、その後の調査においては、■名に絞ることが性急にすぎたきらいがある。

② 湯河原中学校が、支援対策本部に本事案発生後の対応を実質的に委ねてしまったことで、中学校が果たすべき主体性が次第に失われて、当事者として本事案の対処を主導できなかったことが、在校生への指導を不十分なものにしてしまった。

(4) 学校及び教育委員会の今後に向けての取組みの検討について

支援対策本部がまとめた調査報告書の「今後に向けての取組」の提言は、いずれも適切であり、重要なものである。そこで、中学校や町教育委員会は、まずは、これらの提言をしっかりと実践していただきたい。

(5) 学校及び教育委員会が執るべき措置への提言について

① 本件事故が起こった4月を、湯河原町の「いじめ防止・人権月間」のように位置付け、町内の小中学校で、本件を忘れないために、新年度のいじめ予防の方針を確認し、「いじめ予防授業」や講演会などに取組むこと。

② 支援対策本部の提言を具体化するためのプロセスや財政的裏付けを検討すること。

③ 今回のいじめ対策を一過性のものとせず、継続と具体化の努力をすること。

④ 湯河原中学校が、生徒たちにとって、安心できる「居場所」となりうるよう意識した取組みをすること。

⑤ 教員間の連携を促進できる体制を速やかに確保すること。

⑥ 生徒や保護者の声を聴くためのアンケートは、しっかり目的を定め、記載内容は丁寧に拾い上げ、アンケート用紙の保管には十分に配慮をすること。



- ⑦ 町教育委員会の人的体制を充実させること。
- ⑧ 湯河原町は、いかなる児童・生徒を育みたいと考えているのかについて、子どもの最善の利益のため、宣言もしくは条例を制定して、全町民の共通の目標とすること。
- ⑨ 町教育委員会は、いじめ防止に関する対策の実践について、毎年検証を行い町議会に報告すること。  
また、町民が参加したいじめ対策協議会を設置すると共に、必要な費用を予算化すること。
- ⑩ 湯河原中学校は、スムーズな情報共有・情報連携のための校内システムを早急に確立し、また、毎年度末にいじめ防止の取り組みをまとめて町教育委員会に報告すること。
- ⑪ 支援対策本部の調査報告書及び本調査委員会の調査報告書をできる限り公開し、本事案の教訓を関係者で共有すること。

本事案が特殊な事案ではなく、いつでも、どんなときでも起きうることであり、という認識は、湯河原町の全ての大人が忘れてはならぬことである。

学校が子どもたちにとって苦痛の場であってはならない。

大人は、日常の些細なことでも、子どもたちに寄り添い、子どもたちと同じ景色を見ていることが大切である。

こうした様々な教訓を ■君は私たちに残してくれた。

このことを、忘れることなく2度と同じような事案を起こさないという、強い覚悟を持ち、未来を支える子どもたちの“体の命”と“心の命”を守ることが大人の役割であることを確認し合いたい。